

## 第29回 安来市農業委員会総会議事録

令和7年11月21日（金） 安来市伯太庁舎201会議室

### 1. 出席委員

|            |            |            |            |
|------------|------------|------------|------------|
| 1番 岩崎 金己君  | 2番 添田 俊之君  | 3番 新田 徹君   | 4番 横山 芳明君  |
| 5番 永塚 知芳君  | 6番 足立 仁行君  | 7番 北中 宏一君  | 8番 木戸 芳己君  |
| 9番 武上 隆雄君  | 10番 仲佐 久子君 | 11番 北川 正幸君 | 12番 新田 里恵君 |
| 13番 塩見 秀雄君 | 14番 渡邊 克実君 | 15番 佐々木吉茂君 | 17番 吉村 正君  |
| 18番 斎藤 哲君  | 19番 渡辺 和則君 |            |            |

2. 欠席委員 なし

### 3. 出席者

農業委員会事務局  
事務局長 光嶋 宏政君 係長 遠藤 和喜君 主任 越野 綾香君

安来市農林振興課  
主任 日向 直之君

### 4. 議事案件

|        |  |
|--------|--|
| 日程第 1  | 議事録署名委員の指名                                   |
| 日程第 2  | 会期の決定  |
| 日程第 3  | 議第117号 農地法第3条の規定による許可について                    |
| 日程第 4  | 議第118号 農地法第5条の規定による許可について                    |
| 日程第 5  | 議第119号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について                |
| 日程第 6  | 報第118号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について               |
| 日程第 7  | 報第119号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について           |
| 日程第 8  | 報第120号 農地法第5条第1項第1号に該当する公共事業に伴う農地一時転用の届出について |
| 日程第 9  | 報第121号 土地改良区からの地目変更届出の通知について                 |
| 日程第 10 | 議第120号 農地法第52条の規定による賃借料等情報の提供について            |

### 5. 議事

○午後2時02分 開会

議長：斎藤 哲君

それでは、定足数に達しましたので、これより第29回安来市農業委員会の総会を開会します。

○日程第1

議長：斎藤 哲君

日程第1 議事録署名委員の指名を議題といたします。議事録署名委員は、委員会会議規則第13条により 10番 仲佐委員、11番 北川委員 を指名いたします。

○日程第2

議長：斎藤 哲君

日程第2 会期の決定 を議題とします。お諮りいたします。今総会は本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

## 【「異議なし」の声多数】

議長：齋藤 哲君

ご異議なしと認めます。よって総会は本日 1 日と決定いたしました。

### ○日程第3

議長：齋藤 哲君

日程第3 議第117号 農地法第3条の規定による許可について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第117号についてご説明いたします。2ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法施行令第1条の規定により申請がありましたので審議を求めるものです。3ページに案件を掲載していますのでご覧ください。今月の農地法第3条の許可申請は2件で、所有権移転が2件です。案件の詳細につきましては、後ほど地元委員から報告していただきます。

1番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は約1km、農機具は管理機1台、田植機1台、草刈機1台を所有しています。労働力は、本人、妻の2名となります。この農地の対価は、■■です。

2番は、経営拡大による所有権移転で、農地法第3条第2項各号の規定に関する要件につきまして、許可基準を満たしています。通作距離は100m以内、農機具は軽トラック1台、草刈り機1台を所有しています。労働力は本人のみ1名となります。この農地の対価は、■■です。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員からの説明を求めます。1番の案件について 15番 佐々木委員 お願いします。

15番：佐々木 吉茂君

15番 佐々木です。それでは番号1について説明いたします。譲受人と譲渡人は親戚関係にあります、以前からこの農地を譲り渡す話はできておりましたが、農地法の下限面積の関係がありましたので、農地法が改正されるまで待っていたという関係で、今回改正がありましたので今回の申請という格好になりました。前からこの譲受人の方が、親戚関係でありますから畠等を手伝いをしておりましたので、今回の異動により周囲に与える影響はないと考えておりますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

2番の案件について 3番 新田委員 お願いします。

3番：新田 徹君

3番 新田徹が2番案件につきまして申請内容を説明いたします。譲渡人は松江市在住で十分な管理ができず、経営縮小を希望しておりました。申請地は譲受人の自宅に隣接し、管理しやすく、経営拡大することとなり今回の申請に至りました。今まで以上に管理されるものと思いますので、他に迷惑を及ぼすことはないと思われます。委員の皆様のご審議をお願いいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、一括して質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので一括して採決いたします。1番、2番の案件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、1番、2番の案件について、許可することで決定されました。

○日程第4

議長：齋藤 哲君

日程第4 議第118号 農地法第5条の規定による許可について を議題とします。事務局の説明を求めるます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第118号についてご説明いたします。4ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第5条第3項において準用する農地法第4条第2項規定により申請書の提出がありましたので審議を求めるものです。5ページに案件の内容、6ページに申請位置の地図をつけておりますのでご覧ください。今月の農地法第5条の許可申請は、1件です。案件の詳細につきましては、後ほど現地調査班から報告していただきます。

1番は、住宅等が連たんしている市街化区域に近接する区域内にある農地であるため、農地の区分は第2種農地と判断します。転用の目的は進入路及び駐車場の敷設で、権利の種類は所有権の移転です。本件は、申請地に隣接する土地で農家住宅の建設を計画していたところ、当該敷地に接続する道路が建築基準法の道路としての幅員が不足していることから、隣接する道路と合わせた進入路としてやむを得ず転用が必要となり、併せて、この道路と接するよう駐車場を敷設するため転用するものです。申請地は道路から最短距離で繋ぐことができることから最適な土地であります。これは申請に係る農地に代わる周辺の他の土地では、当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められるため、農地法第5条第2項第2号には該当しないと考えております。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりました。地元委員から申請場所の説明を求めます。1番の案件について 14番 渡邊委員 お願いします。

14番：渡邊 克実君

【位置図により場所説明】

議長：齋藤 哲君

次に、現地調査報告を 3班 3番 新田委員 お願いします。

3番：新田 徹君

3番 新田徹でございます。現地調査の報告をいたします。今月の調査班は3班で、横山班長、武上委員、新田里恵委員、佐々木委員、渡辺和則委員、私、委員全員の出席と、事務局から光嶋事務局長、遠藤係長に同伴いただき、11月20日午後1時30分に集合し、事務局より説明を受けた後、現場を確認に行きました。1番案件につきまして申請地は先ほど事務局より説明のありましたとおり、譲受人の農家住宅を建設するにあたり、建設予定地に県道より進入する市道の道幅が狭く、建設許可が下りないというこ

とで、今回申請の土地を譲渡人より譲り受け、進入路と一部駐車場として活用するためこの度の申請となりました。現地は西側に県道、北側に市道が隣接しており、進入路は土羽で固め、雨水は既存の排水路につなぐとのこと、もちろん家庭排水はなく周りの農地及び営農に影響を及ぼすものはないと思われます。従って調査班といたしましては許可妥当と判断いたしました。委員の皆様方のご審議よろしくお願ひいたします。以上です。

議長：齋藤 哲君

地元委員から補足がありましたら説明をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

ないようですので、1番の案件について質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

【「ありません」の声】

議長：齋藤 哲君

質疑がないようですので採決いたします。本件について申請を許可することに賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については許可することで決定されました。

○日程第5

議長：齋藤 哲君

日程第5 議第119号 農用地利用集積等促進計画に対する意見について を議題とします。この際、農業委員会等に関する法律第31条第1項 の議事参与の制限により、7番 北中委員の退席を求めます。

【7番 北中委員 退席】

議長：齋藤 哲君

事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第119号についてご説明いたします。7ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第3項の規定により意見照会がありましたので審議を求めるものです。計画については、10ページ下段の表の「利用集積等促進計画件数、面積」の欄をご覧ください。今月は、賃借権414件、面積157万9千614m<sup>2</sup>、使用貸借権21件、面積2万9千92m<sup>2</sup>、全体で435件、総面積が160万8千706m<sup>2</sup>となっています。詳細につきましては、農林振興課から説明があります。以上です。

農林振興課主任：日向 直之君

議第119号についてご説明の前に資料の修正をさせていただきます。修正箇所は10ページ農用地利用集積計画集計表、こちらの表の表題が利用権の設定によるもの、期間10年の行の貸し手人数が110となっておりますが、正しくは160でございます。その下部合計行、貸し手人数140がこれは190

が正でございます。さらにその表の下部、貸し手105人は189人が正でございます。失礼いたしました。では、議案の説明に移らせていただきます。議題の詳細は11ページから59ページまでです。今月の農用地利用集積等促進計画は、すべてしまね農業振興公社を通じた利用権設定です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長：齋藤 哲君

只今、説明がありました。質問や意見のある方はご発言をお願いします。

【発言なし】

議長：齋藤 哲君

意見がないようですので、本件について「意見なし」で回答することについて、賛成される方の挙手を求めます。

【全員挙手】

議長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、本件については「意見なし」で市長に回答することで決定しました。7番 北中委員の除斥を解除します。

【7番 北中委員 着席】

○日程第6

議長：齋藤 哲君

日程第6 報第118号 農地法第3条の3の規定による届出の受理について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第118号についてご説明いたします。60ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第3条の3の規定による届出を受理しましたので報告するものです。61ページから65ページに届出内容を載せておりますのでご覧ください。今月の届出については7件で、相続が7件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第7

議長：齋藤 哲君

日程第7 報第119号 農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第119号についてご説明いたします。66ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知がありましたので報告するものです。67ページに案件を掲載していますので、ご覧ください。今月の農地法第18条の規定による解約については、1件で、農業経営基盤強化促進法による賃貸借の解約1件です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第8

議長：齋藤 哲君

日程第8 報第120号 農地法第5条第1項第1号に該当する公共事業に伴う農地一時転用の届出について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第120号についてご説明いたします。68ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり農地一時転用の届出を受理しましたので報告するものです。69ページをご覧ください。件数は2件です。これらは、すべて島根県が行う公共事業によるもので、事業名等は転用理由の欄に記載しておりますのでご覧ください。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第9

議長：齋藤 哲君

日程第9 報第121号 土地改良区からの地目変更届出の通知について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

報第121号についてご説明いたします。70ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり土地改良区からの通知がありましたので報告するものです。71ページをご覧ください。今月の通知は1件で、畠に地目変更です。以上です。

議長：齋藤 哲君

この案件については、報告事項ですので以上とします。

○日程第10

議長：齋藤 哲君

日程第10 議第120号 農地法第52条の規定による賃借料等情報の提供について を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局係長：遠藤 和喜君

議第120号についてご説明いたします。72ページをご覧ください。このことについて、別紙のとおり賃借料等情報の提供をしてよろしいか審議を求めるものです。73ページをご覧ください。これは、農地法第52条の規定により、農地の農業上の利用の増進及び農地の利用関係の調整に役立てるほか、その所掌事務を的確に行うため情報を提供するもので、令和8年1月から12月に契約される場合の参考にさせていただくため、令和6年の利用権設定の賃借料を基に算出したものです。カッコ内は前年の値です。なお、この情報は、可決されると安来市のホームページ、市報で公表する予定としております。以上です。

議長：齋藤 哲君

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質問のある方は発言をお願いします。

15番 佐々木委員。

15番：佐々木 吉茂君

はい。伯太地域のところで、前年が10,000円の分が今年は20,000円になっておりますけども、これは何ですか、大体。私はちょっと分からないので聞いてみたいですけども。

事務局長：光嶋 宏政君

平均ではなくて、最高の金額ということなので、6年度中にこの金額で契約があったということです。

15番：佐々木 吉茂君

田んぼとして貸しているだけで10,000円も20,000円も払うわけですか。内容的なことはわからないですか。

事務局長：光嶋 宏政君

利用権設定のデータですので、具体的な相手が誰だったか農林振興課に確認してまた報告したいと思います。

15番：佐々木 吉茂君

というのは、こういうものがありますと、他の借り手がこういうものを見て、びびるようなことがあるので、今、傾向としては無料でというのが前提で僕らは話をしているんです。そうしないと維持をしていくのが非常に困難で、こういうものが1つでもあると、誰かということは想像はできますけども、推進委員と話しながらできるだけ無料というふうに維持をしてもらうという格好で、進めている中でこういうものが出ると非常に困るんで、止めてほしいというわけにはなりませんので、ちょっと調べてみてもらえませんか。どういった内容なのか。

事務局長：光嶋 宏政君

はい、それとですね、この項目自体が法律で最高額と最低額を必ず公表しなさいとなっているかどうか確認して、もし可能であれば、例えば平均額だけを公表するとか、そういった手法も考えられると思います。

15番：佐々木 吉茂君

そういう格好にしてもらった方が。

事務局長：光嶋 宏政君

公表の項目について、法定のものがあるのか市の任意なのか、そういったところを確認した上で一番良い方法で次回公表するように検討したいと思います。

15番：佐々木 吉茂君

お願いします。

19番：渡辺 和則君

関連です。

議長：齋藤 哲君

19番 渡辺委員。

19番：渡辺 和則君

19番 渡辺です。ただいまの質問の関連で、このデータ数によるのかもしれません、広瀬地区の場合にしますと、最高額が7,000円ということになっておりまして、私もこれを見させてもらったとき

に、非常に安来地区、伯太地区と比べましてもちょっと広瀬地区低いなという感じがしまして、低いのは利用者にとっては非常に良いことかもしれませんけど、一般的に米穀にしたときには30kgというのが大体多いんじゃないかなというふうに思ってますけど、そこらあたりの金額というのは、現金でされた方のデータだと思いますけど、実際、最高がそれくらいでやっておられているんだろうとは思いますが、あまりにも差が出てまして、全体的にある程度、データだから仕方がないかもしれません、そういったところの加減といいますか、今、佐々木委員さんが言われたようにかけ離れたような金額で、実際にやっておられるんだなという事もあると思いますけど、そのあたりの全体を考えたときにどうかなというふうな気がいたします。

事務局長：光嶋 宏政君

例えですが、先ほどの項目について、どこまでが法定なのか、詳細にここまで出さないといけないのかということに関連して、例えですけどもこれを安来、伯太、広瀬という地域ではなくて、安来市全体で平均をとるというような、公表の仕方も考えられるかなと思いますけども、そのあたり皆さんが実際に地域で貸し借りの話とか、大体いくらなのかというような話を調整する中で、そういうデータで良いのかどうかというところも含めてになると思いますので、そこはちょっと皆さんの方で、もし地域であまりに差があるなら安来市全体の平均の数値を出してほしいということなら、そういった方法も考えられるかと思います。

議長：齋藤 哲君

この件についてはですね、安来市全体でやるなんてことは地域差もあるので不可能なことですし、価格も平均値が出てますので、以前もこの問題が出て最高値を外して次の値段を載せたというような記憶もありますので、そういう平均値とか法律とかいう問題ではなくて、一般的な価格設定というような形で皆さん認識されていると思いますので、安来市全体を1つにくるめて価格を出すということは間違っていると思いますので、一応これは管理機構の方に出している価格だと思いますので、以前は利用権設定、農林振興課がやっていました分でしたので、もう1回確認して再度表を出したいと思います。それでよろしいですか。

19番：渡辺 和則君

はい。

事務局長：光嶋 宏政君

例えこれは今回、次回に修正分というか、確認した後でもう一度議案として出す方が良いのかというところなんですけども。

議長：齋藤 哲君

それが良いでしょう。

事務局長：光嶋 宏政君

それなら今回これに関しましては否決というような形で、次回、中を調整して確認した後ということで皆さんよろしいですか。

7番：北中 宏一君

そうなるとたよりに載せれないと思いますけど。

議長：齋藤 哲君

農業委員会だよりに間に合わんの。いつが締め切り。

事務局主任：越野 綾香君  
校了締切が12月19日です。

議長：齋藤 哲君  
数字を入れるだけでしょう。差し込むだけでも時間かかるの。  
いろいろと質問が出ましたけども、一度農林振興課へ確認して修正して、皆さんにまた発表するということでおろしいでしょうか。

15番 佐々木 吉茂君  
はい。

事務局：光嶋 宏政君  
修正というか、20,000円だというところの情報の確認ということで良いですか。

議長：齋藤 哲君  
元に戻るんだけど、結局20,000円というのは表に載せるわけでしょ。ここで口でそうだといつてもだめじゃないですか。直した表をきちんと出さないと。表自体が広報に載せようというわけでしょう。

事務局：光嶋 宏政君  
違つていれば直せますけど、最高が20,000円というのはデータとしてあるので。

議長：齋藤 哲君  
だからここで最高値がおかしいじゃないかという意見が出てるので、それをまた伯太地区とか安来全体をきちんとしないとおかしい話、それを今決めないと。

15番 佐々木 吉茂君  
良いですか。この表を直せとかどうのこうの言つてゐるわけじゃなくて、内容が知りたいということだけですから。

議長：齋藤 哲君  
20,000円で載つても良いんですか。

15番 佐々木 吉茂君  
それは良いんですけど。内容が知りたいということです。

議長：齋藤 哲君  
そうすると農業委員さんが内容を知つたくらいのことで、一般の方は広報を見たり、農業委員会だよりを見たり。

15番 佐々木 吉茂君  
それは構いませんけども。

議長：齋藤 哲君  
佐々木さんは良いかもしませんが、そういうふうに理解されたとか、そういう風に思われたことが良いか悪いかの話になると。

15番 佐々木 吉茂君

この貸し借りは、借りる方と貸す方の間で決まる金額ですから、それは特に言いませんけど、ただ内容が知りたいというだけのことで質問した訳でございます。

議 長：齋藤 哲君

なら、このままで良いんじゃないですか。

15番 佐々木 吉茂君

良いですよ。それは構いません。

議 長：齋藤 哲君

では採決します。表をこのままで載せるということでよろしいですか。

【全員挙手】

議 長：齋藤 哲君

全員賛成ですので、賃借料情報は提出原案の通り提供するということで決定されました。

本日の議案の審議は全て終わりました。以上で、第29回安来市農業委員会 総会を閉会します。

○午後2時42分 閉会